

指定管理者候補者の選定について [静岡県県民の森施設]

静岡県くらし・環境部環境局環境ふれあい課

1 趣旨

(1) 指定管理者制度の概要

平成 15 年 9 月に、「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、公の施設の管理に「指定管理者制度」が創設されました。指定管理者制度とは、従来の地方公共団体の出資法人等による「管理委託制度」とは異なり、民間事業者も含む幅広い団体の中から地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせるもので、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的としています。

(2) 「静岡県県民の森施設」への指定管理者制度の導入

県は、優れた自然環境の中での研修、野外活動、自然とのふれあい体験等を通じて森林及び林業に対する理解を深めるとともに、県民の保健休養に資することを目的として、「静岡県県民の森施設」を設置し、平成 17 年度までに静岡県県民の森管理運営協議会に管理運営を委託してきました。

指定管理者制度が創設されたことから、より効果的な施設運営を行うことにより、県民サービスが向上し、利用者数が増加することを期待し、平成 18 年 4 月から制度を導入しています。

この度、令和 3 年度末をもって第 4 期指定期間が満了になることに伴い、改めて令和 4 年度からの指定管理者候補者を公募して選定を行いました。

2 施設の概要

施設名称	静岡県県民の森施設		
設置目的	県政 100 年を記念し、県民が自然に親しみ、健全な野外レクリエーションを楽しむことができる場として整備され、併せて、森林、林業、山村に対する認識を高める目的も持っている。		
供用開始	昭和 56 年 7 月		
所在地	静岡市葵区岩崎		
面積	283ha		
施設概要	区分	施設名	規模等
	キャンプ場	ロッジ	435 m ² 、宿泊 8 室、36 人収容、管理人室、救護室 2 室
		ログハウス	A(平屋)タイプ 8 棟、C(ロフト付)タイプ 7 棟、計 15 棟、6 人/棟、90 人収容
		倉庫(旧管理棟)	170 m ²
		テントサイト、その他	65 サイト(常設テントは、撤去・整地済み)、330 人収容、炊飯棟 3 棟、野外卓一式、便所 4 箇所(うち仮設 1)
	県民の森センター (H29 から立入禁止)		工芸室、管理室、展示室、休憩室等
	その他の施設	園地	シラカバ園 0.10ha、樹木パズルコース 1.95ha、キャンプ場 1.85ha、園地芝 1.10ha
		遊歩道及び車道	遊歩道：14,500m、車道：3,000m
		建築物	あずま屋 11 棟 (うち立入禁止 3 棟)、機械室棟 1 棟、倉庫 1 棟など
		その他	水浴池 1 箇所、水源 1 箇所、野外ステージ 1 基、遊具 24 基 (うち使用禁止 3 基)、避雷針 2 箇所など

宿泊者数及び 利用料収入	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
	宿泊利用者数(人)	2,618	3,008	3,570	1,426
	利用料収入(千円)	3,773	4,021	5,114	1,734
現指定管理者	井川森林組合				

3 指定管理者の募集

募集方法	公募					
募集期間	(募集要項配布) 令和3年9月13日(月)～令和3年9月21日(火) (申請受付) 令和3年10月1日(金)～令和3年10月8日(金)					
募集内容	事業計画書の提出	「静岡県立森林公園森の家施設等指定管理者募集要項」に基づき、管理運営内容と県が支払う委託料の提案を事業計画書として提出する。				
	管理運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・自然体験活動者数の拡大を図り、自然との共生や自然保護の考え方についての意識を啓発するため、県民の森施設の適正な管理運営を行うこと。 ・質の高いサービスを提供し、利用率の向上を目指すこと。 ・地域等との連携の取れた運営を行うこと。 				
	指定の基準	<p>知事は、申請があったときは、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に本施設の管理を行うことができると認められるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定する。</p> <p>(1) 事業計画書の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、本施設の効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。</p>				
	業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の維持管理に関する業務 ・有料施設については、利用料金の設定及び収受に関する業務(利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定め、指定管理者が収入として収受する。) ・指定管理者の持つノウハウを活用し、新しい工夫を取り入れた多彩なイベント、プログラムなどの実施や利用者ニーズにあったサービスの提供による利用促進 ・その他静岡県立森林公園森の家施設等の設置及び管理に関する条例第9条第2項に掲げる業務 				
	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(5年間)				
	県が支払う委託料	申請者による提案(予算の範囲内で年度ごとの上限額を越えない金額とする) 委託料上限額 183,100千円(5年間)				
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		35,300千円	37,000千円	36,900千円	36,900千円	37,000千円
経営努力目標	<p>年間来園者数目標数値 25千人</p> <p>年間利用料金目標数値 5,806千円</p> <p>利用者満足度目標数値 4.5点(5点満点)</p> <p>※利用者満足度数値は参考数値とする。</p>					
利用料金制	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金は、条例に定める額の範囲内であらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。 ・利用料金は、指定管理者の収入とする。 					

4 指定管理者選定委員会

選 定 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者、専門家、県職員などからなる「指定管理者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。 ・選定委員会において、第1次提案審査(書類審査)及び、第2次提案審査(プレゼンテーション、ヒアリング)で、適正を評価した上で、指定管理者候補者として選定する。 																																													
指 定 管 理 者 選 定 委 員	<p><委員長>宮城島 史人（ふじのくに観光振興アドバイザー）</p> <p><委員>井戸 直樹（ネイチャースクール森のたね代表）</p> <p>瀬戸 知也（静岡文化芸術大学文化政策学部教授）</p> <p>永松 典子（株式会社静岡編集舎代表取締役）</p> <p>眞野 匡雄（静岡県中小企業団体中央会事務局長）</p> <p>藤田 祐司（静岡県くらし・環境部参事）</p> <p>佐藤 光（静岡県中部農林事務所長）</p>																																													
審 査 項 目 及 び 配 点	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">審 査 項 目</th> <th>配 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I</td> <td>事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 地域との連携</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>II</td> <td>事業計画の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 経営に関する計画</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 施設管理に関する計画</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>III</td> <td>事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 団体の経営状況、事業実績</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 組織体制に関する計画</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3 危機管理体制</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>IV</td> <td>委託料の金額</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>V</td> <td>平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	審 査 項 目		配 点	I	事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか			1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針	10		2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画	25		3 地域との連携	5	II	事業計画の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか			1 経営に関する計画	5		2 施設管理に関する計画	10	III	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか			1 団体の経営状況、事業実績	15		2 組織体制に関する計画	10		3 危機管理体制	5	IV	委託料の金額	10	V	平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映	5	計		100
審 査 項 目		配 点																																												
I	事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか																																													
	1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針	10																																												
	2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画	25																																												
	3 地域との連携	5																																												
II	事業計画の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか																																													
	1 経営に関する計画	5																																												
	2 施設管理に関する計画	10																																												
III	事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか																																													
	1 団体の経営状況、事業実績	15																																												
	2 組織体制に関する計画	10																																												
	3 危機管理体制	5																																												
IV	委託料の金額	10																																												
V	平成29年度から令和3年度までの期間評価の結果を次期指定管理者に反映	5																																												
計		100																																												

5 指定管理者の選定

(1)指定管理者候補者

指 定 管 理 者 候 補 者	井川森林組合
団 体 の 概 要	森林組合
提 案 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者サービス向上に向けて、園内の自然資源を生かした整備を行い、目玉となる空間の創出を図る。 ・SNSの活用による情報発信、ホームページやパンフレットの更新により、新規利用者の獲得を図る。 ・従来の予約方法を見直し、インターネット予約システムの構築に取り組む。 ・自然の家、スキー場、井川湖など近隣施設と相互利用を計画するなど、連携を更に強化し、県民の森を拠点として井川を楽しむことができるよう広報していく。

(2)選定経過

申請者	団体名		本社所在地			
	井川森林組合		静岡県静岡市			
選定経過	事務局による資格及び価格審査を経て、令和3年10月21日に開催した指定管理者選定委員会において、提案審査（書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング）を行い、その結果、井川森林組合が指定管理者の候補者として選定された。					
選定にあたっての考え方	本施設の設置目的を達成するため、管理運営の質の確保、利用者サービスの向上に主眼を置き、申請者が単独のため、管理運営に対する取組の姿勢や考え方をプレゼンテーション及びヒアリングにより、多角的に適性を評価した。					
選定結果	審査項目			配点	得点 井川森林組合	
	I 事業計画書の内容が、県民の平等な使用を確保することができるものであるとともに、サービス向上が図られるものであるか					
	1 公園施設の管理運営全般に関する基本方針			10	8.0	
	2 利用者へのサービス向上及び利用促進計画			25	18.9	
	3 地域との連携			5	3.6	
	II 事業計画書の内容が、公園施設の効用を最大限発揮できるものであるとともに、管理に関する経費の縮減が図られるものであるか					
	1 経営に関する計画			5	3.7	
	2 施設管理に関する計画			10	8.0	
	III 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであるか					
	1 団体の経営状況、事業実績			15	11.7	
	2 組織体制に関する計画			10	8.2	
	3 危機管理体制			5	3.7	
	IV 委託料の金額			10	9.7	
	V 平成29年度から令和3年度までの結果を次期指定管理者に反映			5	3.0	
計			100	78.5		
*得点は、審査項目ごとに各委員の平均点（小数点第2位四捨五入）を算出して合計したもの						
委託料提案額	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	計
	35,100千円	36,100千円	36,000千円	36,000千円	36,100千円	179,300千円
講評及び選定理由	<p>○ 審査の結果、井川森林組合が以下の点で高い評価を得て、指定管理者候補者に選定された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規利用者獲得に向けたフィールド整備やインターネット予約システムの確立等の新たな取組の提案となっている。 ・これまでの実績を踏まえ、施設の管理運営に強みがあると判断できる。 					